

2019 年 11 月模擬国連
Position and Policy Paper まとめ

Malaysia

女性の社会進出や差別撤廃に関してはマレーシア政府は積極的であるが、以前として国民の 69%はマレー系でありイスラム色がまだ根強く残っており、マレーシア政府が女性差別撤廃条約への加入をしたとき猛反発が起こった。更に同性愛には厳しく、実際に同性で性行為をした二名に政府は鞭打ちの刑を言い渡している。

しかし、これ以上の政府の反ムスリムの行動？はマレー系の国民の反感を買う可能性があり、特に同性愛の面などにおいては政府は容認しにくい。

2018 年末までに政府関連機関における役員の女性比率を 30%以上に引き上げることを目標とする他、公的部門で働く従業員の産後休暇の延長、2 年以上の離職期間後に復帰した女性に対し個人所得税を一定期間免除する職場復帰支援策などの施策が盛り込まれたり、職場復帰したい女性と企業のマッチングを行うジョブフェアの開催するなど女性の雇用に積極的である。

South Africa

南アフリカはジェンダー先進国である。女性差別撤廃に関する憲法だけでなく、同性婚や LGBT への理解も広くなされており、ジェンダー平等は比較的進んでいる。具体的には、1996 年の CEDAW を受け女性地位事務局やジェンダー平等委員会などが制定された。しかし、国内の法整備や女性の意識は整っているものの、未だ市民レベルでは差別意識があることが問題として挙げられる。

従って、南アフリカにとって望ましいジェンダー平等のあり方は、実効性の伴ったシステムを作ることである。

Israel

イスラエルでは、同性愛を禁ずるユダヤ教の信仰者が 7 割以上を占めるが、中東圏のなかでは珍しく、性的マイノリティを国家的に受け入れている。1988 年に国内で運動が高まってからは、イスラエルは差別禁止法、同性パートナーシップ法、養子縁組の権利を認め、世界的にもその努力が評価されている。同様に、女性の権利については大幅に認められており、共働きの割合や女性の政治参加率も高い。未だユダヤ教の慣習として、女性はこどもを産むことが重要視されているが、国家の全面的な補助によりこどもを育てる負担は軽減されてい

る。また私たちは、ジェンダー平等の達成と宗教の保護は必ずしも矛盾するとは限らないと考える。イスラエルの大多数が信仰するユダヤ教も女性差別の面や、同性愛者に対して否定的にとらえる面を持つものではあるが、イスラエルはジェンダーによる差別の禁止など世界的に見てもかなり積極的にジェンダー平等の達成に向けて取り組んでいる国である。ジェンダー平等は全世界で必ず達成されるべき課題であるが、それにより不当に宗教や文化が卑下されることは、あってはならない。

自国では、ジェンダー平等とは生まれ持つ性(sex)と社会的に与える／与えられる性(gender)に左右されずに生きられる社会のことを指す。そのジェンダー平等へのアプローチとして、宗教とジェンダー差別とのボーダーラインを決定することを提案する。例えば、これは論点2にも関係するが、宗教によりジェンダーの考え方が強制されないようにする。

Netherlands

国連開発計画によるジェンダー・エンパワメント指数では、同国は 108 カ国中 6 位であり、女性参画の推進状況は世界のトップクラスにあり、ジェンダー廟度に対しても積極的な姿勢を示している。

ジェンダー平等が達成されることはこの世界で生きる性的少数者の環境を改善し、社会進出を図るために必要である。しかし、現状では性的指向・性自認について議論が全くされていない国も多く社会進出に向けて程遠い。その改善の為、まずは世界全体でジェンダー平等についての話し合いをし、方向性を一致させる事が急務である。そして各国でも、政府が女性や性的少数者に対する職業支援や、暴力・FGM を規制するなどして積極的に行い、対策をとるべきである。

FGM や児童婚・暴力については、1993 年の世界人権会議で結論づけられた「文化の多様性は重視するべきだが、あくまで人権は普遍性を持つ」という結論に従い、オランダに流入した FGM 出身国の女性に対するを難民認定基準として採用するような努力を行っていく。

まずは EU 諸国内で意見を一致させることが最優先事項である。

India

自国は現在、ジェンダー格差・性的少数派に対する暴力などの廃絶に向けた前向きな動きが見られる。人権とジェンダー平等のアプローチとして、論点1にもあるようなジェンダー平等の理想状態を各国が認識し、国の垣根を超えて NGO や組織が状況に合わせ、持続的な活動をしていく必要があると考える。

論点1について人権とジェンダー平等のあり方として、自国はジェンダー平等における人権の保護と全ての女性や少女が本来持っている能力が十分に発揮されて生きれる社会の構築と

いう点をトップラインとし、個人の尊厳を守り、人間らしい生活を営めるようにすることを掲げる。

また、それらの理想状態実現への政策の原則として、全ての人間が皆平等で自由である権利を有することを考慮し、宗教を理由とした不特定多数が不利益を被るような政策内容でないことを原則とすることを提案する。

論点 2 に関して、自国では特定の地域で FGM が行われている。これに対し国内では廃絶を求めて民間団体や NGO が国に FGM 廃絶を求める文章を提出し、最高裁は FGM 廃絶に前向きな姿勢を見せている。また、性的少数者への暴力や差別について自国は性的少数者への耐性が非常に低く、国内では暴力や差別が多発していたが、近年は性的少数者容認への動きが高まっている。現状問題に対する政策として、自国は全世界で FGM の完全撤廃をトップラインとし、具体的には FGM を受けた人への医療保健施設の設立や民間企業や NGO などとの協力体制の確立などをあげる。また、性的少数者への暴力や差別に関して、全世界でそれらを禁止する法律の制定をトップラインとし、具体案として、性的少数者への暴力、差別の有無を各国が調査し、現状や取り組みのレポート提出の義務化や全世界での性的少数者への差別や暴力禁止に関する法律制定に向けた促進運動等を掲げる。

Jordan

ヨルダンにはイスラム教徒が多く、シリアやパレスチナから多くの難民を受け入れている国です。中東諸国の中でも進んで男女平等や LGBTQ+ の法整備をリードしているが、イスラム教を国教としており、イスラム教の立場の立場から受け入れられていないことも多いです。

論点①

- ・女性差別意識を禁止する法律を制定することを各国に推奨する。
- ・LGBTQ+ の存在を容認する法律を制定することを各国に推奨する。

両者をイスラム教との折り合いから長期的なスパンで実施していく。

論点②

- ・ヨルダンは法整備が進んでいるが中東では進んでないことも多いため、犯罪を禁止する法整備を推奨する。
- ・イスラム教の解釈の誤解から女性や LGBTQ+ への差別が行われているため、イスラム教と人権教育を両立させる制度を整える。

コーランの解釈により女性の暴力被害や女兒の早期婚が根付いています。LGBTQ+ についても、コーランの誤解により差別されています。これには貧困も深くかかわっています。ヨルダンは女性や LGBTQ+ の人への犯罪、特に暴力の撲滅を望んでいます。

イスラムは男尊女卑だという勘違いが多いのですが、コーランには男女平等がうたわれています。女性は美しい自身を守るため、スカーフを被ります。男性は家計を負担するため、女性の2倍を相続してもらいます。これはイスラム教における、正しい価値観による男女の差で、女性差別ではありません。そのような各国の価値観を踏まえた上で、許されるべきでない女性やLGBTQ+への差別や暴力を撤廃しようというのがヨルダンの政策です。

考え方の近い大使さん、特にイスラム教の国の大使さんは、是非当日集まりましょう！また、西洋諸国とも良好な関係を持っているので、積極的に妥協点を探したいです！

よろしくお願いします！

Kenya

論点1.ジェンダー平等に関して、ケニアは女性の社会進出や男女格差などの問題について積極的であるが(2018年ジェンダーギャップ指数では76位)、女性より男性のほうが優勢であるという意識は国民に根付いており、意識を改革するのには時間がかかると推測される。そのためケニアは、①男女を問わず誰もが平等に社会に参加する機会を得られるような環境を整えることと、②本来人間が持つべき権利を知らない社会的弱者や女性に対し認知させることをジェンダー平等の理想とし、これを政策として掲げる。

論点2 性的指向・性自認に関しては、FGMが法律で禁止されており、また同性愛を非合法化している。ケニアの国民は同性愛に対し否定的な考えを持っており、同性愛を含む性的少数者を認めるような法律は存在しない。また、ケニアでは児童婚(18歳未満の結婚)が法律で禁止されている。ただし、ケニアではかつて児童婚は慣習化されていたこともあり、児童婚に関しては早期結婚や強制結婚させる家庭が未だ存在する。過去ケニアはFGMが伝統的習慣として存在していたこともあり、自らも①各国にFGMを規制することを要請し、また、②児童婚撲滅を政策として掲げる。

Iran

イランはイスラム諸国であり、憲法・国内法・社会的価値はシャリーア法に基づいて立案されている。イランは女子差別撤廃条約を批准しておらず、これは条約の条文らが国内法及びシャリーア法の約90カ所に反しているからである。

我々は、各国が掲げる「ジェンダー平等」の理念に違いが生じるのは当然なことであると考ええる。女子差別撤廃条約をすべての国に強制させるのは、単に西欧諸国の理念の押し付けである。各国の宗教・文化・歴史を考慮する大切さを理解し、女性差別の撤廃に関しては、その国に適した方法で進めるべきだと考え。さらに、他国の宗教・文化・価値観を十分に理解しないまま、その国での現状や方法を批判するのはよろしくない。

ただし、その国の政策や立場を正当化できないという場合があるのであれば（例えば、紛争や犯罪）、その国は批判されるべきである。例としては、FGM が国内法で禁止されているのに、国内で行われている；15 歳未満の結婚が厳しく禁止されているの関わらず、国内で行われている：個人的な犯罪目的で女性や性的弱者が差別を受ける、がある。

Russian Federation

国民の中に性別へのステレオタイプがある程度存在しているが、女性の社会的立場の向上に向けて積極的に対策を講じている。子供のいる世帯には金銭的支援を給与している上、女性の就労可能な職種を増やすことも決定した。しかしながら、児童婚や性奴隷などの人身売買、一夫多妻制や DV など、女性の人権侵害は依然として深刻な問題となっている。これらは法律で禁止されているが、国全体として法律が適用されていないのが現状だ。全ての女性に教育や労働の機会が均等に与えられ、安心安全かつ健康的に暮らせるような状態が理想である。LGBTQ に対しては国民も政府も閉鎖的な姿勢を示している。同性婚が認められていない上に、未成年への LGBTQ の宣伝活動は禁止され、同性婚は家族の基礎を腐らせ崩壊させるものであるという伝統的な考え方もいまだ社会に根付いている。しかし、年々少しずつ LGBTQ を受け入れる姿勢の国民が増えてきているので、現段階では LGBTQ が家庭を築くことは認め難いが、段階的に国全体で意識改革をし、国際社会に歩み寄っていききたい。

つまり、論点 1 に関して、現段階では、国民の間に LGBTQ に対する偏見が存在しているため、LGBTQ 同士の結婚や養子縁組を許可するのは難しい。だが、急速にグローバル化している現代社会において、LGBTQ を受け入れる姿勢にも理解を示しているので、彼らが家庭を築くこと以外の権利は、他国民と平等に認めたいと考えている。

また論点 2 については、児童婚や人身売買、DV など、女性の人権を軽視する存在への取り締りを強化したい。具体的には、DV をした男性への処罰を厳しくしたり、人身売買の現場となる国境の警備を強化したりする。人身売買被害者のリハビリ、精神的なケアにも気を遣いたい。更には、国民の意識改革のため、人身売買に関する注意喚起を積極的に行い、児童婚のリスクや一夫多妻制の違法性を教育していきたい。

Tunisia

私達チュニジアは、イスラム教スンニ派が人口のほとんどを占める、イスラム教の国です。しかし、フランスからの独立後、比較的早期から一夫多妻制の禁止や女性の参政権を認め、また、女性がイスラム教徒以外の外国人と結婚できたり、夫の DV には厳しい罰則が課されたり、憲法に男女平等を明記したりなど、アフリカ諸国の中では稀な、女性の権利を大幅に認めている国です。

まずお伝えしたいのは、私達が望む「人権とジェンダー平等の在り方」についてです。私

達は、対象を全世界の全ての女性・女子として、宗教などによらず、女性の人権がしっかり守られることを求めます。また、FGM や児童婚については、被害者のアフターケアまで行われることも求めます。

そのためのアプローチとして求める条件は、大きく分けて 2 つです。1 つ目は、ジェンダー平等を達成する過程で、いかなる場所・人に、どんな格差も生まれないようにすることです。そして 2 つ目は、各国が独立して、好きなようにジェンダー平等達成に向けて動くのではなく、互いに協力し、互いに利益のある方法で行う、そして、ジェンダー平等が大方達成されている、もしくは、女性の権利がしっかり保障されている国は、その知識や経験を共有することです。これらの原則は厳守されなければならないと考えます。

私達は、今回の議論を通して、ジェンダー平等が大方達成されている、もしくは、女性の権利がしっかり保障されている国は、その知識や経験を共有し、且つどこにも誰にも格差が生まれず、低コストで目標を達成できるような政策を議場全体で考えていきたいと思っています。

ジェンダー平等を成し遂げるためには、世界全体で協力をする必要があります。そのために、議場にいる全員が各国の意見を聞きながら、より良い対策を私達と一緒に考えていきましょう。

どうぞよろしくお願い致します。

Saudi Arabia

人権という考え方は西洋諸国発祥の考え方であり、今日までその考え方は受け継がれてきた。しかし、それが国内法規より優先されるべきであるものではない。だからこそ、今回のジェンダー平等に関しても国際的な潮流としてジェンダー平等がうたわれていることは認め、かつその流れに抗うことはしないが、かといってそれが全ての国に一律に基準を設けられ、それを達成しなければならなかったり、それに関して指摘をしたりするのは正しいとは考えない。なぜなら、内政不干涉の原則に則り、各国の主権の範囲内で、各国の文化的であったり宗教的な観点を考慮されたものでなければならぬと考えるからだ。だからこそ、自国は、人権とジェンダー平等のあり方を各国の主権の範囲内で各国民のニーズに沿った形で達成していくものであるというように考える。しかし、近年自国は女性の自動車の運転を解禁するなど国際的な目的に沿うような政策を行っていて、これは UN Women Watch にも評価された。このことから分かるように、自国は国際的な潮流に抗うのではなく、あくまで各国の背景に合わせた政策を行うべきだと考えている。また、この考え方は女性によらず、他のジェンダーについても適用されると考えており、それについての国内の法整備は各国ごとに違うことを認める。具体的な政策というようなものは今回特記するものはないが、それはこの問題自体が各国が独自の独立した主権の範囲内で政策を行っていくべきであると考えするため、あえて国際社会に強く発信する必要性を感じないからである。だからこそ、今会議に参加する各国大使は、内政不干涉の原則を胸に刻み、国家ごとに文化や歴史的背景、さらに正しい

とする根拠の違いや国家の理想像の違いを尊重すべきであり、私達もそのような会議行動を目指していく。

Mauritania

モーリタニアに住んでいる民族であるモール人の伝統社会は文節社会で階層化されており、具体的に頂点にアラブ系の戦士階層であるハッサーニーが、次にベルベル系で宗教的な役割を担う階層ザワーヤがあり、これらの貴族階級の下に、農民・牧民であるゼナガと黒人の解放奴隷ハラティンからなる、従属者・貢納者階級となっています。特に首都ヌアクショットから南東約180kmにあるマータ・ムラーナ村では、この階層階級と世界市民主義、科学技術に対する貢献態度、そして女性の宗教的な地位向上の3つの要素を大事とするニアセン教団の創始者・イブラヒマ・ニアスの思想と、彼から直接タルビヤ（＝神秘主義の修行）を受けたアル・ハジの真のイスラームへの回帰とイスラームと自文化の両方の価値を譲りつつ開放的な態度により、「教育都市」への計画が進んでおり、実際その村の高等学校では大学入学試験の合格者数が全国最高であったことが2～3回あり、都内からもそこで学ばせようとする親が多いほどです。これはあくまでも一例ではありますが、このようなイスラームの文化と女性の宗教的な地位向上に対する思想が根付いており、実際女性教育の重視はアル・ハジやイダウ・アリー部族に限らず、ザワーヤに属する部族において一般的にあります。このような点から、私たちモーリタニア大使は女性差別をなくし、女性に対する教育に焦点を当てた政策を作っていきたいと考えております。モーリタニアはスンニ派のイスラーム教を国教としており、またイスラーム教に基づいた慣習的なアフリカの法律が今も国民に根深く残っているため、女性の権利が十分に守られているとは言えない現状にあります。ジェンダー平等に対する価値観の違いから多少の対立は生じると思いますが、コンセンサスを目指した積極的な議論ができることを期待しています。

Italy

イタリアでは他のEU諸国と比較してジェンダー平等に関して先進的であると言えない。特に経済的に発展していない南部地域では、就業率などの面で男女格差が残っている。イタリア政府としてはこれを問題視して、ジェンダー平等に向けた取り組みを行っており、性的自認、性指向という観点でのジェンダー平等に積極的である。

すべての人がジェンダーによる差別、不利益を受けることなく生活できる世界を目指す。具体的な政策としてはFGMなどの文化慣習による暴力に強く反対する、また移民によるFGMも問題視する。性的自認、性指向に関しては、各国の文化、宗教を尊重しつつ、潜在的な差別を撤廃していきたい。また、現在イタリアでは2016年からシビル・ユニオン制をとっており、完全ではないものの性的少数者の権利保護を進めている。またトランスジェンダーの市長が就任するなど、性的少数者が社会において差別を受けることなく活動出来る基盤が

整いつつある。

ジェンダー平等への政策は、EU 諸国と連携しつつ進めていきたい。

Canada

女性差別撤廃条約(CEDAW)が採択されてから 40 年の月日が経過し、また持続可能な開発目標(SDGs)が全会一致で採択され、期限である 2030 年まで 10 年を切ろうとしている今日において、選出された理事国で議論される国連人権理事会ではなく国連総会の場において人権とジェンダー平等を扱う最大の意義は、「理想の未来に向けて全員で新たな一歩を踏み出す」決議を作成することだ。本会議では、決議案での全会一致が求められており、過去の議論から見ても容易に成し遂げられるものではない。しかし我々はこの決議を全会一致で可決し、次世代へと続く「今を生きる全ての人があらゆる形態の人権侵害、差別を受けることのない平等であり続ける」未来を作る。

SDGs 達成のために国際的にジェンダー平等を高い段階に持ち上げることが重要であるが、特に早急に行わなければならないのは各国間の格差を埋めて足並みを揃えることだ。それに加えて今日議論が活発化された性的指向・性自認における表現の自由は、男女平等に加えて別途焦点を当てて議論が必要である。カナダはどちらにおいても国際的に、全員に自由が認められ、あらゆる有害な暴力・差別行為から保護されるべきであると考えている。

ジェンダー平等を成し遂げるために必要な現状把握を行い、効果的な政策を全世界で行えるように、UNWomen を基盤とした調査を実施していきたい。また各国の状況を顧みて適切で、かつ段階的な政策を行っていくべきである。

全会一致を成し遂げるには、既に SDGs 作成の時に掲げられたジェンダー平等が実現された「理想の未来」をもう一度この場で描き、またその理想に向けて再度新しい方針を掲げる必要がある。新しい確固たる方針を掲げることで、今会議は長く続く人権をめぐる議論の歴史的な第一歩となる。

France

フランスはジェンダーギャップ指数世界 12 位と、ジェンダー平等に関しては先進国にあたります。また LGBT+などの性的少数者に対しても、2013 年に同性婚を合法化し、LGBT フレンドリーな観光地を目標として掲げるなど、性的少数者への差別撤廃を目指して積極的な姿勢を採ってきました。一方、SOS Homophobie の発表によると、フランス国内で、拒絶、侮辱、嫌がらせなど、LGBT+が受けた身体的攻撃の報告件数が 2019 年に過去最多となりました。

この現状を踏まえフランスは、Gender equality の理想を性自認と性的指向にかかわらずすべての人があらゆるときに平等な権利を享受し、差別や暴力を撲滅したうえで差別や暴力の苦痛から安全を感じることにします。さらに、性自認と性的指向に関係なく、すべての個人

が自由、安全、機会均等、義務、および固有の尊厳の認識に対する権利を保証される状態として定義します。

また、gender equality を達成するためには各国の文化的要因を考慮しつつ、各個人の人権の保護を最優先にすることで達成されるべきです。

今日もなお世界 30 カ国で 2 億人を超える女性が性器を切除され、年間 300 万人の 15 歳以下の少女が FGM を受けさせられています。この残酷な慣行や女性と少女の権利侵害に終止符を打つための行動を強化するよう国際社会に呼びかけます。

また、ホモセクシャリティは現在も 70 カ国以上で軽罪または重罪とされ、そのうち 11 カ国で死刑が適用されています。一部の国では、ホモセクシャリティやトランスセクシャリズムは疾患とみなされています。フランスは性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、権利と尊厳における平等がすべての個人に対して尊重されるよう尽力する断固たる決意を改めて明確に示します。

Slovenia

スロベニアの「人権とジェンダー平等」に対するアプローチとしては、全ての人が誰でも生まれながらにして平等に認められる権利を持っているということを前提とし、国家・文化・宗教の中に存在する守られるべき人権が侵された概念を改正していく方針。守られるべき人権が文化や宗教が理由で侵害される事例があるが、世界人権宣言の第三条の「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」に反することを主張していきたい。又、ジェンダー問題を解決するにあたり公平さを重要視し、偏りなく多方面からジェンダー平等を考えながら進めることを大切にし、問題解決に努めたい。

「人権とジェンダー平等」の在り方としては、地位・技術・知識などが得られる機会が平等に与えられ、女性の労働市場への参加や、男女間における賃金、収入、年金に差がない、男性、女性のあるべき姿などの固定概念が取り払われた状態が望ましい。性別によって差別されることがなく、「男らしさ」、「女らしさ」に左右されない社会であることがこれからの世界の発展と更なる人類の豊かさを目指していくうえで、必要不可欠であることを主張する。

具体的な政策としては、以下のことを掲げている。

1 差別が起きた場合の司法の救済を規定し、補償を提供し、罰則を設けること。

2 ジェンダー不平等で悩む人々の声を世界に届ける機会を設けること。

1 は、差別が行われた後の対処を明確にすることで差別を防ぐことを目的としている。司法の救済とは、権利が侵害された場合に、司法の手によってその権利侵害の回復を計るというものである。

2 は、国連本部で開催されるジェンダーについてのキャンペーンや人権侵害、ジェンダー不平等で葛藤する人々によるスピーチを届ける機会を増やすというものである。世界にそのような声を届ける運動を進め、現代社会が抱える人権とジェンダー平等に関する問題の意識を高めていこうと考えている。

Mexico

まず、ジェンダー平等の理想状態、アプローチの原則について述べる。

我々は、ジェンダー平等に関して、すべての国が同じ価値観を持っているとは考えていない。なぜなら、各国の文化や風俗、宗教の価値観は大きく異なっているからである。我々が考えるジェンダーの理想状態とは全世界のすべての人々が等しく「ジェンダー平等」という状態を享受できる環境を保障されている状態のことである。このジェンダー平等とは、一個人がそれぞれの文化を尊重した上で、ジェンダー平等を実現するということだ。

だが一方で、女性や性的少数者に対する、暴力行為などの深刻な迫害は明確に非難されるべきである。あらゆる国民の最低限の人権は守られる必要があると考える。各国政府は、それぞれの文化や風俗と、人道的な権利の保護との両立実現のための努力して行くべきである。

最後に、我が国として、ジェンダー平等を進めることは重要な問題であると認識している。また、この議題は国同士の認識の違いが激しく、意見の統一はとても困難な作業になると予想される。しかし、これまでの議論は対立が解消されず、進展が少ないものであった。すべての国が賛成し、建設的な政策の提示をしなければ意味がない。各々の国益に加えて、全世界の人々が、安心して生きていける世界の構築のため、ぜひ協力して議論したいと思う。会議当日に皆さんにお会いできるのを楽しみにしています。

Bosnia Herzegovina

男女の平等を阻害する行為は国連憲章に違反しており、且つ、差別行為によって人間同士の溝が深まり、平和追求の阻害となる。故にボスニアヘルツェゴビナは、基本的人権と男女その他全てのの性別を含む人間の尊厳および価値を確保し、国内のジェンダー平等の実現及び他国での自国の取り組みの提案、実現をしていきたいと考えている。各国が労働・教育・保険・政治などの分野を意識し、その国に合った改革をこれらの分野に沿って進める。まず第一段階として、各国が、今世界に存在している全ての性別の人に対して、彼らが存在し人間らしく生きる権利を付与する努力をする。宗教上もしくは伝統的に現在残る差別的な慣行の撤廃は義務化しない。情報通信技術(ICT)部門での女性の雇用を促進できるよう教育を革新、推進する。具体的には、現在国連のボスニア人若手女性職員に試験的に行っている IT Girls という取り組みを多くの企業に広げていく。また大手上場企業の取締役の女性比率や、政治の場、研究機関、またスポーツを含む生活の場での意思決定の立場にいる男女比のバランスを取り、意思決定の場における男女平等を推進する。中でも女性への暴力問題と闘い、被害者を支援することは優先事項である。被害者が司法機関に訴えることを支援するシステムの制度化のほか、統計の質の向上、市民の意識変革を目的とした活動、および予防のためのキャンペーンの実施などに取り組む。EU で発表された、「女性に対する暴力や家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約」(イスタンブール条約)を参考に、女性に対する暴力の撲滅を測る。各国が女性に対する暴力についての意識向上キャンペーンを、2月6日の「世界女

性器切除根絶の日」、11月25日の「女性に対する暴力撤廃の国際デー」などを通じて行うほか、反人身売買に関する指令が遵守されているかどうかを調査し、その報告書を作成することを奨励する。

Zimbabwe

ジンバブエは、男女平等に対して積極的であり、憲法にも明記してある。にも関わらず、国内での法整備や国内の風潮に関しては大きな変化が見られずに、結果としてなにも出来ていないのが現状である。

まずは女性の社会的な地位を守ることにに関して補助を受け、教育や経済的自立について議論することが必要だと考えている。また、女性が特有に直面している多くの課題、例えば性的暴力や差別についても話し合う必要があると考えている。

しかしながら、性的指向・性自認について、国として統一して結婚等の容認をしたりする必要はない。国連総会で前大統領が言ったように、これを強制することは西洋の国々がサハラ砂漠地域の国をもはや同化させ、植民地化させようとしている行為に過ぎないだろう。

結局、法律が変わっても、人が変わらなければ性問題に関しての状況は変わらない。そのため、ジンバブエはこのような人たちに対して特別な待遇を法律でかけるということはしない。しかし、それらの人たちを規制するようなこともしない。そのため、ほとんど国民性に任せている状況である。

Sweden

スウェーデンは女性の人権保障・社会進出の面で男女平等のための対策に積極的に取り組んできた。また、スウェーデンはUN women に対して国連の中で最高額の6200万ドルの寄付など国際的にもジェンダー平等へ貢献している。

男女平等以上に男女中性の平等(男女の差別はもちろん、性的少数者への差別禁止)を理想状態とする。

論点1

世界にはいまだに人権が確立されていなかったり、性暴力やFGM、児童婚を自分の意思に関係なく強制され、命の危険にさらされていたりする女性がいる。また自国は性的少数者が差別、排除、逮捕されている現状も無視することはできない。このような人々を減らしていく為に以下の政策を提示する。

・宗教や文化などの事情で完全に同意できない国に関しても、ジェンダー平等についての理解を求める。

- ・啓発運動やジェンダー平等プログラムなどを自国のみならず他国に推進していくことで、女性や性的少数者の権利を守る意識作りを世界中で行う。
- ・国際連合人権理事会（UNHRC）・国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）での活動を支援する。また、支援を円滑に行なうための情報管理システムの構築も同時に行っていくべきだと考える。

論点2

スウェーデンは、人道的立場から、1982年にFGM禁止法を施行し、アフリカ系移民に対して法的にFGMを禁止しているが、一部のスウェーデンのアフリカ系移民は、スウェーデンで生まれた子どもをアフリカに連れて帰り、無理やりFGMを施すなどの非行を行っている。

- ・宗教や文化によって男尊女卑が存在する国などとジェンダーに関する会議を開くなど宗教の違いを認めながら、児童婚やFGMなどの有害とされる文化による被害者の撲滅に努める。
- ・有害とされる文化について理解を深めつつ、有害とされる文化が引き起こす社会問題を各国が確認し、各国が有害とされる文化を取り締まる努力をする。

Uganda

ウガンダは、近年、近隣国諸国に比べてもジェンダー平等に関して真剣に取り組んでおり、十分な法整備を確立してきた。また、ジェンダーギャップ指数は43位と年々順位を上げている。しかし、未だに特に貧困地帯におけるジェンダー格差は解消されておらず、根本的な解決とはなっていない。そのため論点1に関して、ジェンダー平等とは、法的側面だけでなく実質的な男女平等が実現され、あらゆる分野において活躍できる機会が均等に与えられた状態をいう。また、LGBTに対する国民意識は根強く差別意識が残っているため、今回の議論では保留にする意向である。論点2については、ウガンダでは合法的な手段を用いて国外に被害者を連れ出し、国際的な人身取引が行われている現状がある。これを打破すべく、我々は隣国内・近隣地域内で人身取引に関する協力(情報提供等)体制構築を義務とすることを提案する。また、性的搾取被害者への心身のケアのための保護・補償をより一層徹底し、我が国のような、発展途上国に対して、補償が賄いきれない部分を先進諸国にGDP相応で支援して頂きたいと考えている。その上、人身取引に関する刑法規定を厳罰化することを、未だに軽刑の国々へ促したいと考えている。各国の協力、ご検討をお願い致します。

Norway

現在ノルウェーではLGBTのさまざまな生活に関する権利に対応すべく、法的な整備がすすめられている。

パートナーシップや婚姻等、同性同士がカップルとして生活するための社会的権利に関して

はすでに保障され、家族として子どもをもつことも可能になっている。これらは「反差別法」「婚姻法」「職場環境法」「住宅法」によって規定されている。

また、上記の法律が遵守されているかを監査するための機関である「平等・差別オンブド」、LGBTI の生活環境に関する年次報告書を発行する「ノルウェー子供・若者・家族局」、LGBT に関する正しい知識を普及し LGBTI のより良い生活に資することを目的とする「LGBT 知識センター」などが設立されている。

また、公的機関による平等と反差別に向けた活動を補完するものとして NGO が大きな役割を担っている。

社会がよりオープンになった結果、LGBTI の当事者によって利益団体が設立され行政のパートナーとしても積極的にその役割を果たしている。

このような NGO を対象とした政府の助成金制度がある。

ノルウェーにとって望ましい「人権・ジェンダー平等」在り方とは、LGBT 等の性的少数者であるために様々な生活場面、社会状況、労働生活において被る差別がなく LGBT の人々にとってより良い生活条件と生活の質が高められた状態のことである。

我が国としては今会議でジェンダー平等に対する認識をより深め、強いものにする・基礎的な取り組みが必要だと考えている。

そのため具体的な政策として「LGBTI の認識・理解に繋がる教育の実施の推進」を挙げる。なぜなら LGBTI へのイメージが形成されはじめる幼少期に適切な教育を行うことは差別感情を抑制する上で極めて重要なことだと考えるからである。

Congo

我が国はジェンダーや人権の平等という課題において世界から後れを取っていると言わざるを得ない。しかし、自国は 1990 年頃まで国内で紛争が起きていたため、国内の政治で精一杯で民法の改正や女性の立場向上までに至らないという状態だ。我が国としては、このジェンダーと人権の平等という課題は国際社会全体で協力していく必要があると考えている。しかしながら、国の方針としてジェンダー平等に消極的な国や、法律として合法的ではない国もあるのではないだろうか。ジェンダーと人権の平等促進して行くためには各国のトップの理解が必要不可欠である。そのために、ジェンダーと人権の平等とはどのような状態であるかを定義し、世界共通の認識を作り、その重要性を理解することが必要だと考える。また、ジェンダーと人権の平等という課題において、先進国と途上国では解決の進度に差があることも考慮するべきで、ジェンダーと人権の平等の課題の解決に積極的な国が主導して行動を起こすべきであると考えている。ジェンダーと人権の平等という課題において我が国の理想は、男女やセクシャルマイノリティであるという理由だけで人を差別し人権を侵害しないことである。ただし、それぞれの国の歴史的背景を鑑み、文化や慣習、宗教の違いから生じる国同

士の差別に関する考えの差は、
検討する必要があると考える。

結論として、コンゴ共和国としてはこの課題において国際的に協力して解決していくことが重要であるが、国によって課題の解決の進捗には差があることも考慮し積極的に取り組んでいる国々を中心に、後れを取っている国をサポートしつつ解決策を提示し進めていくべきだと考える。

Australia

自国として人権は人間が生まれながらに持っている権利であると考え、人権に含まれる男女の平等を目標に邁進してきた。その中で近年議論になっている性的指向や性同一性、間性状態（LGBTIQ）への差別を無くすため、国内法の整備を行い、多様な価値観を国家として認めていく方針をとっている。

国際的にみてもジェンダー平等はSDGsの達成目標に掲げられており、国際社会全体で改善していくべき課題であると認識されている。しかし2019年現在の達成状況は好ましくなく2030年までに達成可能か不安も残る。いままでジェンダー平等では文化多様性を人権の下認めるのか否か。たくさんの議論が行われてきた。またジェンダー平等の妨げとなる慣行や差別に対しても文化的多様性を論拠に議論が難航してきた。

しかし今回の会議では全ての国でジェンダー平等についての共通合意をとらなければならないそのため我が国はジェンダー平等とはすべての人間が性別、及び性的指向によって差別が行われない状態であるという根本の普遍的人権の考えは捨てずとも、ジェンダー平等を理想の状態に持っていくのは今ある文化を尊重しなければならない事、また現在の状態ではジェンダー平等に性的自認や性的指向が含まれておらず、このままジェンダー平等を達成しようとすると誰も置いていかないSDGsの原則を破ることになってしまうということを訴えかけたい。

また論点2のジェンダー平等を阻害するとされる文化への対応もこれらの文化はたくさんの年月を歩んで、形成されたものであり即時の規制は難しく反発が生まれやすい事を認識して、それでも理想の状態にもっていくために国家がリーダーシップをとり、性的マイノリティや女性に対しての差別を禁止してきかなければならない。

共通合意の土台を作ることに意義があると考えます。

Philippines

我が国はジェンダー平等を推進し、個人の性的指向および性自認を基本的人権の一種として認め（論点1）、性的指向および性的自認による刑罰を軽微なものにする必要がある（論点2）と考えます。論点2に関する具体的な政策として、性的指向や性自認による刑罰を課す場合には立証責任は検察にあることを各国で求めること、性差別の被害の通報を受け取り、各

国の警察と連携するシステムを UN Women に設立すること性的いじめの加害者・被害者ともに心のケアを受けられるシステムを NGO 団体と協力して作ることです。

我が国は、カトリックやイスラム教など、複数の宗教信者がいます。より発展したジェンダー平等実現のためには、アジア各国を中心に、中東諸国、ヨーロッパ諸のさまざまな国と話し合いたいです。フィリピンからメモが回ってきた大使様、どうぞよろしくお願い致します。

Thailand

タイでは人口の 95%弱が仏教徒であり、約 4%がムスリムである。残りの 1~2%をキリスト教徒などが占める。ムスリムは 4%とはいえ人口は 287 万人おり無視しがたい存在である。我が国としては仏教のみを重視してイスラムを無視した政策をとるのは好ましくない。よって「人権とジェンダー平等」に対するアプローチの際にはそれぞれの宗教の考え方に十分配慮すべきだ。

タイで多く信仰されている小乗仏教（上座部仏教）では「体」と「心」が一致しなくてもそういうこともあり得ると捉えられているため、非常に LGBT に対して寛容である。また、トランスジェンダーの人々に名前の変更を法的に認める討議を行う討議を 2007 年に行っているほか、タイ王国軍が 2005 年に LGBT の従事の禁止を撤回するなど、世論だけでなく制度の面においても非常に寛容になってきている。しかしながら、LGBT の人々に対するヘイトクライムの禁止や公民権、養子の受け入れや子供の養育に関しては、まだ法律で定められていなかったり明確になっていない。

また、タイで多くの女性が従事する内職は、現在の労働保護法や社会保障法の規定外になっている。このため内職の女性たちは「財を生産する契約」のみに対応する民法にしか頼れない状況となっており、様々なトラブルに対応できていない。また労働組合においても女性の幹部は殆どいないし、労使紛争でも女性が登場することは稀である。

このように女性や LGBT の人々は社会的に受け入れられていなかったり社会進出がまだ途上段階にあるといえる。

つまりタイにとって、あらゆるジェンダーが平等に生活できる環境を法整備を通して推し進めることが最も望ましい。

したがって、あらゆるジェンダーに関するステレオタイプを撤廃し、女性や LGBT の人々の社会参加を促進するために情報収集を行い、積極的な議論を継続的に行っていくこと、法整備も含めこれらのことが円滑に進むような枠組み、環境づくりを行うことを提案する。

Equatorial Guinea

我が国ではジェンダーと保健について中学校の授業で取り入れようと考えている。我が国は一夫多妻制が残っており、特に農村部では農業に貢献しているのは女性であるにも関わらず、収入を男性に奪われるという現状があり、女性の平等な権利が守られていない。そこで、教

育でジェンダーについて学ばせることで女性に対するイメージを変えることができると考えた。しかし、赤道ギニアの進学率が非常に悪い。初等教育は就学率が男女共に約 80%であるが、卒業までには 72%に減り、前期中等教育の就学率は約 23%へと激減してしまう。これは国民の 7 割が貧困ライン以下の生活をしており、貧しい子供が家庭での農業等の手伝いをするために学校に通えず、十分な教育を受けていない親が教育の大切さに気付かないという悪循環によるものと考えられる。そこで、中学の勉強を多くの子供が学べるために 2 つのことを提案する。1 つ目はインターネットを介する通信教育を導入することだ。通信教育であれば、学校に通う時間のない子供や家と学校の距離が遠い子供でも都市部と同等の教育を受けることができる。また、この通信教育をネット型配信にし、年配者等誰でもビデオを観られるようにし、教育を受けられなかった人も教育を受けられる仕組みにする。タブレット等の機械、Wi-Fi の設置は政府が無償化にする。2 つ目は教育内容に農業と工業を導入することだ。農業を導入すれば親が家庭を支えるためにも子供を学校に通わせようという気が起こりやすくなり、就学率があがると考えられる。それにあたり、無償化等、富裕層に支援してもらおう。富裕層のメリットとしては、教育・社会貢献における企業のイメージアップの他に、赤道ギニアは原油の生産量が世界で 38 位と高く、輸出しているが、石油は輸入しているため、教育に工業を導入することで、国内で石油をつくれるようになり、輸入額が浮くという点が挙げられる。

Indonesia

世界的に「差別大国」として見られている我が国インドネシアだが、政府が何の対策も講じていないわけではなく、女性差別撤廃条約の留保なしの批准、女性のエンパワーメント省の設置、2030 年までの SDGs 達成の約束などむしろ政府が精力的に対策を講じていることを認識していただきたい。それでも現在 FGM、児童婚、イスラム教の聖典コーランに基づいた性的少数者の迫害などといった差別が行われている主な理由として、我が国は国民の九割近くをイスラム教信者で占める、世界最大のイスラム教国家であり、論点一のジェンダー平等に関してもイスラム教の考えが強い影響を与えていることが挙げられる。ジェンダー平等やフェミニズムは「男性を一家の稼ぎ頭とし、女性は家を守って子を育てる」というインドネシアの伝統的かつ基本的な男女の役割分担に基づいた生活文化を破壊する概念であると捉える人が多数存在し、こうした誤った解釈や理解こそがジェンダー平等を受け入れられない根本的な理由である。これらの現状解決へむけて我々は国民の理解を促しつつも、西洋的な「ジェンダー平等」とインドネシアとしての「ジェンダー平等」とうまく折り合いをつけられることを期待している。我々としてはこの問題に「多様性の中の統一」という我が国の国是を踏まえ引き続き前向きに対処していく考えである。しかしながら前述のとおり、インドネシアの生活の根底には古くからの伝統・慣例がある上に、国内でもイスラム保守派と穏健派の対立が深まっており、これらの問題への対処が非常に難しいのが実状である。これらの問題は国家の根底に関わる問題であり、非常にデリケートであり、各国の現状を鑑みながら、

慎重な対応が必要なものであることを再確認していただきたい。

Colombia

コロンビアでは、マチスモ思想という男性優位の文化が根付いている。しかし、2016年のコロンビア内戦終戦の年を境に国の状況をよくすることを目標に、内政を整え始めている。特に、女性の権利問題やジェンダー問題についてはとても積極的であり、女性の権利や性的少数者への権利を法律で認めている。しかし、実行に移せていないという実態である。

まず、我が国にとって望ましい「人権とジェンダー平等」のあり方は、コロンビアが進めているよい国の状態になるための方針である。それはまだ材料を揃えてあるだけで、発展途上である。その状態というのは「どんな性別の人でも、どんなジェンダーであろうと、どんな年齢であろうと一人の人間としての権利を持っていける世界」のことである。これを達成するために、国ごとの宗教の性的志向・性自認を尊重する。またその国において、宗教上と異なる性的志向・性自認の場合、申告書を提出するなどの待遇を行うことで、個人の意見を尊重することを原則とする。

また特に、我が国は結婚年齢平均が低く、未成年の妊娠率が高い。これらは特に山間部などの都市から離れている地域で高くなっている。主な原因は社会的要因や経済的要因である。これにより難産や虐待がおこり死に至るというケースが確認されている。また、先住民族などの孤立した地域では慣習化された FGM が行なわれ続けている。これらのことは重大な問題であると我が国は捉えている。よって、この根本的な原因を解決するためにはこれらについての教育機関を確立することが必要であると考えている。

上記より、私たちは以下の政策を立てた。

- 1 各地域に教育委員会を設置する
- 2 その委員会を利用し国全体で児童婚や FGM の問題意識を高めることを促進する

Bangladesh

バングラデシュの結婚や別居、離婚に関する差別的な属人法は、多くの成人女性や少女を、人権侵害の伴う結婚生活に閉じ込めたり、結婚が破たんした場合には貧困に追いやりたりしている。現状はよくなっているが、離婚したり別居したりした女性やその子どもたちは、それらの法律が元凶となって、ホームレスや飢餓、病気になるケースが多数ある。しかし、女性の社会進出は男性より少し少ない程度で、陸・海・空軍の他部門の将校レベルにも女性がいる。商業パイロットとして民間航空業界で働く女性もおおくなっている。男女格差が少ない国のランキングで世界第8位に位置するバングラデシュとして、家族構造にも重要な影響

を与える女性の政界進出を重視し、社会は女性を経済的負担と見、女の子より男の子を望む伝統的な風潮を改めた世界を望む。また、女性の就業による毎年の国内総生産(GDP)への上乘せ効果を感謝し、児童婚や女性が望まない結婚をなくす。そして一人一人が自由を得るようにする。今の課題であるカーストや教育を受ける機会の均等を図っていくことを目指す。また、環境と勉強道具の手配し、女性の発言力を高める。意思決定に女性が関与すると社会の革新(イノベーション)と開発を助ける上で大きな役割を担うことになる。これは女性のエンパワーメント感の向上につながっていることが挙げられ、例えば、子どもの教育における母親の発言力が高まり、あらゆる教育水準で男女格差の縮小が達成されやすくなる。児童婚等の問題ではひどい暴力を受けて、困難な状況にある妊娠した女性に「仕事」を提供し、彼女たちの経済的・精神的自立を支援していくこと。また、教育機会が限られ、虐待、人身取引、早すぎる結婚のリスクに直面しているロヒンギヤの子どもたちをあらゆる暴力や搾取から守るための体制作りと若者の教育支援をそれぞれ行うことに力を入れる。

Poland

ポーランドはジェンダーギャップ指数が 0.728 と世界第 42 位となっている。労働法では性別による差別の禁止が明記されているものの依然として収入の面での女性への差別などが残っている。また、国内には中絶を禁止する法律があり、賛否両論となっている。EU に加盟したことにより、ジェンダー主流化の動きがある一方で、国内のカトリック教徒や法と正義など与党右派政党によって厳格に保守的な体制が取られ男女間で依然として女性の立場は弱いものとなっている。同性愛者については、彼ら自体の存在を否定はしておらず同性愛非犯罪化宣言にも署名しているが、憲法の中で結婚を男女間と定め、先ほどもあげた保守的体制によって同性愛者の行うパレードに副大統領が「不道徳」という表現をするなどした。「法と正義」は、LGBT 性教育、市民パートナーシップ、同性カップルの子供の結婚や養子縁組など、LGBT コミュニティの追加の権利を求める動きに反対することを表明しているなど同性愛者の権利保護にかんしてはあまり積極的であるとは言えない。そこでポーランドとしては現在ジェンダー主流化について EU の設けた基準よりも低い値を取っていることから、長期的に収入などの差別を無くしていく必要があると考えている。しかし、保守的な体制が続いてる中でこれらを短期的に解決することは困難であると考えられる。また、家庭内での暴力は多くあるが警察に報告された件数は全体の 3 割弱にとどまっている。ポーランドは FGM の教育や法律が EU 諸国内で最低ランクであり児童婚に対しても持続可能な開発会議の目標 5.3 において 2030 年までに児童婚と強制結婚を排除することを約束したが、2018 年のレビューにおいて進捗状況を報告しなかったという現状がある。このような現状を考慮して、FGM や児童婚を根絶するとともに女性が被害を受けた際報告しやすい仕組みを整えていきたいと思っている。

Japan

我々日本として、人権とジェンダー平等は密接に関係しており、積極的なアプローチを掛けていく必要があると考える。

人権は普遍的で全人類が平等に享受されるべきものであるため、すべての国において達成されることが望ましい、と言うのが日本の立場である。

今会議では、これからも多く話し合われていくであろうジェンダー平等というものについて、世界全体でコンセンサスの共通認識、土台を作り出し、これからの議論を全世界の国が参加出来、活発に行われるものとしていきたいと考える。

しかし、世界には各国の文化的多様性に基ついた「常識」が根付いていることもあり、すべての国に同一のルールを無理やり押し付けることは、その国の国民を侮辱する行為にも当たり、ジェンダー平等達成の観点から見ても間違いであるということに留意が必要である。

日本が考える、ジェンダー平等の理想状態とは、

「すべての人間が、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画することができ、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、社会に対して、共に責任を担うことが出来る状態であると考える。」

ジェンダー平等には男女はもちろんの事、性的マイノリティも含まれるべきである。

しかし、現状、世界では、男女平等の方がすすんでおり、性的マイノリティへの差別を同じ政策で解決することは難しいと考える。

そのため、男女平等と性的マイノリティへの差別は、それぞれに適した法整備を行っていく必要がある。

日本が打ち出す政策としては、平等を目指すにあたり、段階的アプローチを仕掛けていくというものである。

その段階は、

①平等思想の普及

②格差是正

③平等の維持

の3つである。

①はいまだに差別的な意識が根付いている国に対して、

②は格差が残ってしまっている国に対して、

③は平等が大かた達成されている国に対して、

対象にしていきたいと考える。

Pakistan

パキスタンの女性は公共の場所でも不安感を抱き、自由に行動できない状況下に置かれています。パキスタンのラホールでは、通勤・通学中の女性の約82%が、バス停でハラスメントを受けたことがあると答えています。女性を守るための法律はパキスタンにも存在するのですが、一番の問題はこの国の法体制です。さらに法体系にもいまだ多くの抜け穴があり、そのため法律の施行が不十分なのです。パキスタンは家父長制社会であり、そのことがジェンダー不平等を社会通念として助長しています。多民族国家であるパキスタンの社会は多面的です。しかしジェンダー平等の問題が提起されると、あらゆる民族、階級、宗派は男性優位という点で一致団結します。また、夫が無職で妻がその家庭の唯一の稼ぎ手であったとしても、夫は理由もなく妻に対して暴力をふるう権限があると考えています。同様に父親や兄は、家長は自分たちであるということ誇示するために娘や妹に対して虐待をします。このように、男性の方が優れているのだと幼少期から教え込まれるような社会の構造によって、男性が権力を持つようになるのです。パキスタンにおいて、ジェンダー不平等こそが女性に対する暴力の根本原因です。そのため、国民に対してジェンダー平等に対する意識高揚を図らなければなりません。そうすることで、ステレオタイプ、固定化されたジェンダーロール、偏見などによる制限に縛られることなく、男女ともに自由な選択ができるようになるのです。この国において、ジェンダー差別や女性に対する暴力をなくすため、行政、市民社会、民間セクターが連携して取り組まなくてはなりません。さらに、女性や少女たちが司法制度を利用できるよう、政府には法体系を実質的に機能させることが強く求められます。

Turkey

ジェンダー平等の進め方について

女性の人権については女性差別撤廃条約に書かれていることを各国ができる限りやっていくべきであると考えている。また留保については、国の存続のためにやむ負えずしている国もあるため、留保をすることに対しては各国が理解を示していただきたい。

性自認については、そのような考えを承認していくつもりだ。

性的指向については、まだ国内で理解が進んでいない国も多くあるため、各国裁量で進めていくことが望ましいと考えられる。

ジェンダー平等の在り方

ジェンダー平等の最終的な状況は、女性・性自認・性的指向についての偏見がなくなり、差別や暴力などの少数者や弱者への不遇がない状況であると考えている。

政策

女性の差別に関して

各国の状況を考え、女性差別撤廃条約の留保制度を保持しながら、留保している国は留保を

やめるための政策をしていくようにする。

性的指向・性自認

国によって国民の性的指向・性自認に対する考え方が違うので、各国裁量で、自国に合った形で性自認・性的指向について自由にしていくべきであると考えます。ただし、それを理由とした暴力の犯罪化、阻止については著しく人権を害するものであり、すべての国で行っていくべきであると考えています。

また今回の会議で性的指向・性的意義について話し合う意義は「これらを促進するにはどのようなことが必要か」ということであるので今回は、どのようなことをするのか、という内容に焦点を当て話し合っていきたいと思う。

Republic of Korea

韓国大使は、論点 1 を重視している。これは、現在韓国社会において同性愛を違法ではないもののタブーとする考えが根強い公の場で同性愛者であることをオープンにすることは難しく、韓国軍においては認められていない現状を踏まえたものである。また、自国史においては 2012 年に女性初の大統領が誕生していることや LGBT への偏見をなくすべくパレードが行われるなど進歩がみられるものの国際法を含めジェンダーに対する人々の意見を変更するためにまだ完了しておらず更なる基本的自由の尊重を促進する必要があるためである。

理想状態は性別や性別の属性に関係なく、あらゆる社会、日常において平等な人権により選択の自由を保障されており、差別、暴力等の脅威にさらされることのない状態であると考えます。

このような社会実現に向けたアプローチや 政策を立てる際守られるべき原則は以下のものと考えます。①各国が宗教、歴史、環境、文化や生活の異なる背景を持っていることを考慮して、女性差別の代表的な例である FGM などについて本人の意思尊重を促進すること。②法律と実際の状況の間に想定される齟齬を作らないよう、段階的に法律を確立すること。またこの時性別は本人の意思を尊重し単に生物学的な性別でないことを望む。

論点 2 について現状国内女性などの性的弱者への差別的慣習、暴力は見られないが国際的なジェンダー平等に向けて FGM のような慣習が本人の意思の元に行われる社会にすべく女子差別撤廃条約加盟国として働きかけを行っていききたい。論点 1 でも述べた通りこれはこのような文化がある国に一方的な弾圧があってはならず現在のこの議題に対する国の対立構造は改善されるべきだろう。韓国大使としては今回他国の国益、政策も尊重したうえで論点 2 の議論を進めたい。

慌ただしくなることもあるかと思いますがコンセンサスを目指して一日よろしく願います。

United Arab Emirates

UAE は、イスラム系国家の中では、著しく女性の社会進出が進んでおり、国の政策として実際、現在女性と女子のためにヘルプラインサービス(職業選択などを手伝う)、悩み相談窓口、がん検診など様々なサービスが整っている。また、ジェンダー平等に貢献した人に贈られる賞を作ったり、政府系企業・機構の全ての取締役にならず女性が含まれることを求める法律を成立させたり、UNWomen と協力してアブダビに新事務所を設立したりと、ジェンダー平等に対する意識はかなり高い。このように、イスラム系国家のジェンダー平等先進国として、UAE は、世界的な、またイスラム教国家での女性の社会進出を推進します。

具体的な政策としては、UNWomen を各国に設立することを推進します。しかしながら、イスラム教国家として、UAE 国内の LGBTQ を認めることはできない。

Afghanistan

アフガニスタンでは女子差別撤廃条約に 2003 年批准している。

しかしながらアフガニスタンのジェンダー平等に対する人権実績はお粗末なものである。これまでや今なお起こっている女性に対する権利侵害は以下のような例がある。

女性に対する暴力行為や社会的差別、宗教上の改宗の制約、児童の性的虐待、人身売買などである。

全結婚の半数において妻は 16 歳未満で、うち 70%から 80%の結婚は女性の同意なしで成立している。「シーア派身分法」という差別的な法律により、妻の外出は夫の許可が必要であり、子供の親権は祖父と父親のみに限定しており、アフガニスタンでは女性への暴力や権利侵害は法に違反してはいないと考えていた。

現在では女性の権利を守り、向上しようとする法律を作ろうとするアフガン政府などが政策を進めてきたが、やはり幅広く文化の一つとして根付いているため簡単には取り除くことができない問題も多く残っている。また、男性有利社会の継続を願う保守派の力が大きく、簡単に法律や政策を行えないこともなかなか現在の状況から抜け出せないでいる要因の一つとなっている。

例えば女性の 52%は暴力を受けた経験があり、うち 17%は性暴力を受けている。しかし、女性の司法制度へのアクセスは拒まれることが多く、教育を受けることもままならないため、政府機関に暴力を届け出ることもできないでいる。このような場合は特に政府は真剣に取り組まない。

そこで自国は以下の政策を提示する。

- ・女性の権利を尊重し、女性も男性と同じ人間として同じ権利を与える

女性が正しい人権とジェンダー平等を手にするためには、男性が女性も同じ人間であることを理解し、接する必要がある。

また異国の文化と交流を持つことも効果的であると考えます。女性の 52%は暴力を受けた経験があり、うち 17%は性暴力を受けている。しかし、女性の司法制度へのアクセスは拒まれる

ことが多く、教育を受けることもままならないため、政府機関に暴力を届け出ることもできない

Germany

ドイツはナチス・ドイツ時代の同性愛者の迫害を反省し、すべての人が互いに尊重する社会を目指している。また旧東ドイツ出身者にとって男女平等は一般的であった一方、旧西ドイツでは、女性が職業を持って働き続けるという考え方は、必ずしも広く社会で受容されてはいなかった。そうした状況を変えるため、家庭責任と仕事の両立支援の動きが加速され、両親手当を通じて父親の育児休業取得が推奨されるようになった。国連人権理事会の創設国でもあり、ドイツでは、誰でも生まれながらにして平等に認められる権利があることを基本理念をしている。

具体的な政策として、

性は三つの要素、①生物学的な性、②性の自認(自らが思う、男、女、どちらでもない) ③性的指向(何を恋愛対象とするか) から成り立つことを原則とする。

慣習となっている女性器切除、児童婚が生物学的に本当に危険であることや権利の侵害であることを直接的に訴え、注意しに行くこと。

を提案する。

Sudan

スーダンは、まだ発展途上にあり、ジェンダー平等について考えられるレベルに至っていない国となっている。しかし、早期婚や暴力、教育上のアクセスの制限などによって女性の権利が侵されていることは明らかです。このため、早急に国内の体制を整え、ジェンダー平等に真剣に向き合うことが必要となる。だが、スーダンは国内だけで病院や学校などを維持することができず、教育や医療を存分に受けることができる状況にはない。例として、妊産婦死亡率が挙げられます。日本の妊産婦死亡率が 10 万人のうち 5 人であるのに対して、スーダンの妊産婦死亡率は 10 万人のうち 311 人にも上り、非常に高いことが分かる。この要因の一つに、必要な医療を受けることができないという理由がある。日本の妊産婦は一度の出産で 10 回ほど検診を受けることが普通であるが、スーダンの農村部では一度も検診を受けず、医師の立ち合いもないまま出産することも珍しくない。これの理由として、移動手段がなくて病院に行けない、検診や立ち合いの重要さが認識されていないなどが考えられる。この検診や立ち合いの重要さが認識されていないというところからも、女性が教育を十分に受けられていないというところが浮き彫りになっているのではないかと。つまり、女性の立場が低ければ低いほど、妊産婦死亡率も高くなっていくことが分かる。これは他のことにも言うことができる。教育を受けていないから食物の種類を間違えてしまう、病気の時に間違っ

た処置をしてしまうなどの可能性も考えられる。このようなことから学校や病院、交通機関などの整備が急がれる。そのためにも他国の皆様にはぜひ支援をお願いしたい。

Rwanda

ルワンダは、宗教や文化にかかわらずすべての地域で、生物学的性にかかわらずすべての人々が、精神的、身体的、社会的に健康に生き、安全な環境で暮らすことをジェンダー平等の定義とする。

これは経済発展、国際平和と安全保障の維持、透明な政治運営を含む様々な社会の改善に欠かせない。

この理想状態の達成には異なる宗教的・文化に起因する女性観の違いによって分裂せず、明白な暴力や抑圧に対する具体的な政策を議論する必要がある。日進月歩できるよう、国の能力の範囲内で全力で取り組む。これは外交上の責任である。

FGM や生理規範の強要は無意識なジェンダー規範による女性の拘束であり、慣習ではなく暴力だ。その有害性を認識し、国家が監査・統制をし、半自動的なジェンダー意識を断つべきだ。子どもの権利条約、CEDAW16 条から 18 歳以下の男女の結婚と規定される児童婚は男女ともに教育および意思決定の機会を奪い、経済的損失が大きい。地方や難民キャンプに適切な法を行き届かせ、結婚以外の地域社会への貢献の仕方を学べるように女性だけ NGO の職業訓練プログラムを行なって女性のコミュニティを強化し、女性のポテンシャルを地域社会に理解させたい。性暴力に関しても性暴力体験の共有・相談や女性の権利について学び合うコミュニティを築きたい。

LGBTQI について、性的指向は個人の自由であり、国家は政治的に関与しない。国民を保護する国家の義務の一環として、LGBTQI の差別撤廃に努め、国民の分裂を防ぐのが重要だ。しかし周辺国は LGBTQI を容認していなく、LGBTQI に対するアフリカの認識が内発的に変化するまでは同性愛結婚を認められない。

まず、女性の権利向上に積極的な南アフリカ、チュニジア、海を越えてアルゼンチン、ニカラグアなどと協力したい。また、女性への暴力対策の改善が必要なエジプト、エチオピア、インドネシアなどと現実的な解決策を講じたい。

Brazil

人権とジェンダー平等を実現するにあたって職場における男女間の賃金格差をなくすためにポジティブアクションとして国が企業に働きかけ、一定期間後改善が見られた企業の商品を積極的に国が買い取る。改善が見られなかった企業に対しては、罰金を課す又は企業名を公表をするなどに罰則をとるなど考える。民間に対する固定意識のようなものがあるため変えていけるように学校などで世界の平等に関する教育をするべきであると考え。無知なことから差別が始まるので、国がジェンダー平等国民に知ってもらうためのリーフレットを制作

し配布すべきだと考える。ジェンダー平等などが進んでいるヨーロッパなどに対応の仕方を学ぶことが必要であると考え。UN Woman に男女間の賃金格差、女性格差の割合、児童婚、女性と女兒に対する暴力に対する件数を記録し、1 年半ごとにレポートの提出を行い各国で共有する。

China

自国は男女の平等を重要視し、社会は男女で支えるものだという理念で、ジェンダー平等を目指している。

今まで差別撤廃に関する政策を通して「人権とジェンダー平等」を目指し、成果を挙げてきました。しかし、(巨大な国土上の管理の面が原因で) 貧困層の多い農村部において女性の権利の保護、男女平等の実現が不十分だ。特に健康、経済、教育などの分野で女性の権利が十分に保障されていなかったり、平等に扱われていなかったり。また、人身売買などの被害に遭いやすいのも農村の女性。管理職や政府機関の重職についている女性は少なく、割合を増やすのが今後の課題だ。収入面での格差も。

また、性的少数者や、性的指向、性自認を差別する法はないが、中国の儒教や伝統的な家庭を重視する文化から、性的少数者は受け入れられにくい。政府としては、今はこの問題に対し反対も賛成もしない、消極的なスタンスで、婚姻権を認めないなどしているが、将来的には、性的少数者の視点を民意の一つとして取り入れ、対話するべきだと考えている。

- 男性、女性が政策上だけでなく経済、教育、健康など色々な面で平等に、隔たりなく扱われ、人身売買などの、権利を侵害する犯罪に遭うことのないことを理想とする
- 女性の権利保護とジェンダー平等の達成が、特に保障されずらい、遅れている農村部の女性に焦点を当てることを大切に。
- 法律・政策を制定するだけでなく、困難がまだ残る意見や実態などを取り入れ改善する。
- 伝統的な文化や風習があるため、性的指向、性自認の問題について短期的に社会全体の思想に変化を求めることは難しいが、性的少数者が司法における不公正を被ることを回避するなど、社会的に今は認められない立場など以外の平等は保障すること努める。
- 文化、風習的に認めるのが難しい立場であっても、社会の既存秩序に抵触しないような共生の道はないか、文化は多様化に対応していくのではないかなど、模索中である。

Libya

リビアでは、一夫多妻制が合法となっている。離婚しても男性は養育費を払い続ける必要があり、女性は勤務率が低いことから自分で生計を立てるのが困難とされ、国から補助費が出されるなど守られている。つまり、現在のリビアは女性の立場が低いことが前提にあり、女性を守る法が必要で、より男性と女性の扱いに差が出てしまっていると見受けられた。しか

し一方で女性差別を撤廃しようとする運動も盛んだ。リビアの主な宗派のスニ派の最高機関であるアズハルは 2018 年にセクハラは言葉によるものも含めてイスラム法上の禁止行為に当たるとの声明を出していて、改善しようという意向がみられる。教育に関しても、リビアの女性の識字率は男性のそれに対して 96%と高い数字を誇るのに、就職できないのは、女性は男性に守られて家庭で生きていく、という流れが出来上がってしまっていることが原因と思われる。女性が働けない状況が、裕福で権力のある男性のもとへ何人かの女性が集まる一夫多妻制を余儀なくさせてしまっているのだ。宗教観を守るため一夫多妻制などはできれば崩したくないが、女性個人としての地位は確立したい。この現状を打破するために 2 つの事が必要だと考える。一つ目は女性の雇用を産出することだ。これに関しては、現在世界的に対策・政策立案が行われており少しずつ改善の兆しが見えてきている。二つ目は、今ある女性の地位を高くするための、意識改善を行うことだ。そもそもの女性への考え方を変えることでどんな女性であっても一人の人間として男性と同じようにみられるような社会に出来ると思う。

具体的には、学校教育にジェンダーについての項目をたくさん盛り込むべきだと思う。これは同時に LGBTQ などへの理解を深めることができ、宗教観と個人の価値観を切り離した考え方を小さい頃から学べるという点でも有効。

Nicaragua

ニカラグアではジェンダー平等を達成するために女性庁をおき、国の様々な施策にジェンダー平等の視点を盛り込むことを目指している。そういった風潮もあり現在議会の半数を女性が占めている。また、同性婚の合法化はまだだが、同性愛自体は法律で認められている。

人権とジェンダー平等（論点 1）についてニカラグアは、人が自身の性自認や性的指向によって肉体的・精神的苦痛を受けることがなく、皆等しい権利をもち、社会的に等しく扱われる状態を理想状態と捉えている。定義としてはジェンダー平等とは男女が平等であることであり、男女平等というのは（生物学的な性について）男性と女性が等しい権利を得られ、その権利はどんな時でも奪われることがないということである。また、LGBT ははじめとする性的少数者の存在が認められ、等しい権利を持つことである。またこのアプローチの原則として、理想状態を目指すために実質的平等の考え方を踏まえ、各性自認、性的指向の方への適切な取り組みを行う必要があると考えている。

具体的な政策については（論点 2 の内容に当たる）まず FGM の早急な根絶を求める。ニカラグア国内では FGM は行われていないが、国際社会として協力して、女性を傷つける FGM を根絶する必要があると考えている。また女性に対する暴力については配偶者からの被害が多く、ニカラグア国内でも問題になっているため、各国に対して家庭内暴力を禁止する法整備を求めると共に、各国と該当国連機関に対して人々の意識改革を促す取組を行うことを要請する。

LGBTをはじめとする性的少数者に関しては、その存在を認め、性的少数者であることによって罰せられることの無いよう各国に法整備を求める。

Iceland

我が国はジェンダー平等において非常に積極的な姿勢を取っている。1850年には世界で初めて男女平等な相続権を認めた。そして、2018年には「男女平等法」の改正が行われ男女間の賃金の平等がより確保されるようになった。また、性的少数者の平等を実現するためのアプローチとして、最近では医療診断や性転換治療を行わずとも、性自認に基づいて性別を変更することを可能にする法案が議会で可決された。この法案は新たな性別も認めることでインターセックスの子供の権利の保護も考慮したものとなっている。

我が国にとってのジェンダー平等とは、生物学的性のみならず SOGI に基づいた差別がなく、すべての人々が平等な権利と自由、機会を与えられている状態である。この議題において優先的に解決されるべき課題として、差別的な思想や、個人の偏見によって引き起こされる特定の性別、SOGI を持つ人への差別や暴力が行われていることが挙げられる。例えば、女性に対する家庭内暴力、セクシュアルハラスメント、児童婚における虐待、FGM、特定の SOGI を持つ人へのヘイトクライムなど形態は様々であるが、これらの完全な撤廃が行われている国はない。我が国はまず特定の性別、SOGI を持つ人々をこのような差別や暴力から保護することで基本的人権を保障し、最終的には雇用、教育、社会参画などあらゆる分野における平等を実現していきたいと考えている。

そのための政策として提案するのは、FGM が文化的にも重要な側面を有していることを鑑み代替儀礼の提案を並行して行いつつ、FGM の危険性を伝え最終的に廃絶することである。また、SOGI、児童婚、FGM などに関して人々の誤った偏見をなくし正しい知識を広めるためにシンポジウムの開催を各国に促す。

我が国は、各国に独自の法、宗教、文化があることを理解し、全ての国が国内の状況にあわせた進度で主体的に行動ができるような取り決めを本会議で行い、コンセンサスで決議を採択することを目標とする。

United Kingdom

「人権とジェンダー平等」に対する自国のアプローチとしては早い段階でのジェンダー、LGBT などの教育を行なうこと。また、職場での環境改善のために女性、男性、同性愛者などを重視するのではなく実績などで評価することである。イギリスにとっての「人権とジェンダー平等」のあり方は男性、女性、男の子、女の子、すべての人が女性の権利を理解することである。イギリスのジェンダー平等の課題の 1 つとして職場での女性の扱いが挙げられる。男性と女性の働いて割合はほぼ同じである一方で女性の収入は少ないということだ。これは働く時間に差があるからである。女性は家事や子育てなどに時間を費やさなくてはなら

ないため、働く時間を狭めざるを得ないのだ。これを受け、イギリスの政策は「男性への育児休暇」とした。男性が家事や子育てをすることによって、女性がより長い時間を仕事に費やすことができる。この政策は女性の社会進出としても適している。イギリスの2つ目の課題として産業革命の時に根付けられてしまった、男性と女性のイメージが挙げられる。これを改善するための政策として「早い段階での人権とジェンダー平等の教育」である。あるイギリス南部の小さな島にある小学校では、「女子は冒険心がある」「男子はお世話が得意」などのメッセージが教室に貼られている。これは、女子はおとなしく、男子はお世話があまり得意ではないという一般概念に基づいた男女のステレオタイプを払拭するためのものである。このようにイギリスでは既にに早めの教育を行なっているところもあるがごく一部である。そのためこの政策を行うことによってより多くの人が「人権とジェンダー平等」について理解が深まるだろう。

New Zealand

NZは、2017年におけるジェンダーギャップ指数の調査では世界全体で9位を獲得しており、2005年に32か国で提出した「人権と性的指向」に関する初の共同声明では代表国を務めるなど、積極的にジェンダー平等を推進している。

自国はジェンダー平等を、男性・女性、性的少数者のすべてが平等であり個人の決定に国家が干渉しない状態であると定義づけ、その実現を理想状態とする。また、人はみな平等であることを受け止め性的少数者について考慮すること及び、個人の決定に国家が干渉しないことを原則として考えている。

近年NZではFGMが行われている国からの難民が多く、これらの難民にはFGMが正当なものとされる環境にあった人々が多くFGMについて正しく理解していない場合が多い。そのため、自国含め先進国を中心とした国々にはこれらの難民へのFGMに関する教育や、FGMによって健康被害を受ける人々への医療的処置をするための支援を促したいと考えている。また、FGMの被害者が司法機関に訴えやすいシステムの構築及びその実施状況におけるレポート提出を各国に要請したい。これに関連して、FGMや児童婚が及ぼす影響などについての啓発活動も行うべきであると捉えており宗教的な理由でジェンダー平等を妨げられている国については、国内法を性的少数者を配慮したものに整備することを促し、世界各国で児童婚が多いことに関しては、各国での実態調査や過去の児童婚に対する優れた取り組みについての情報共有をすることを強く促していきたいと考えている。

そして、自国は女性差別撤廃条約などの条約の批准に積極的であるが各国にもジェンダー平等に向けた条約への批准を促したく、国際的に強制結婚や児童婚が犯罪化されていないことに関して懸念しているのでそれらは国際刑法で定めるべきであると考えている。